



裁判所における 個別労働紛争 解決手続き

こんなときあなたはどうしますか

裁判所の主な紛争解決手続きはこちら



労働審判手続

原則として3回以内の期日で、権利関係を明らかにしたうえで、話し合いを試みながら最終的に審判を行う手続きです。

事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、法律の専門家である弁護士に依頼することが望ましいでしょう。

少額訴訟手続

60万円以下の金銭の支払いを求める事件について、原則として1回の審理で判決がされるので、比較的単純な事案の解決に向いている手続きです。

証拠等の事前準備が必要となりますが、自分一人でも手続きを行うことができます。



民事調停手続

簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じて双方が納得するまで話し合う手続きです。

必ずしも詳細な主張書面や証拠が必要とされるわけではありません。また、弁護士や社会保険労務士等の調停委員が関与することもあるため、自分一人でも手続きを行うことができます。

その他

- 会社と個々の作業員との紛争を解決する裁判所の手続きとしては、このほかにも仮処分手続き等があります。
- 紛争を解決するために各手続きの特徴や紛争の実情を踏まえて、どの手続きを利用するのが良いのかを検討することが大切です。
- 手続きの概要については、各裁判所の窓口等に備え付けてあるリーフレットや裁判所ホームページ等をご覧ください。

HP <http://www.courts.go.jp>